

## 「東京都の広告宣伝車規制に関する説明会（令和6年3月）」への質問回答説明 議事概要

### 概要

○実施日時 令和6年4月24日（水）15時00分～15時50分

○実施方法 オンライン（Microsoft Teams）によるライブ配信

※注 「資料」…「回答説明資料」のこと

番号	質問要旨	都回答要旨
1	今回の規制が始まることによって、例えばホストクラブなどの広告はNGとなるのか。ホストクラブなどの広告が景観を害しているという考え方ではないということでしょうか。	資料8番のとおり、屋外広告物法の目的は、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止に限られているため、表示内容である業種によって規制をするものではありません。
2	資料14番の回答について確認したい。6月30日からの改正規則施行が変わる可能性があるということか。	変更はありません。
3	資料2番の回答について確認したい。LEDビジョンを搭載している広告宣伝車について、規制が開始される6月30日以降は、上からシートなどをかぶせて、LED部分に明かりを灯さなければ使うことができるのか。それとも、そのシートが見えるように、LED自体に明かりを灯して掲出することはできるのか。	具体的にどのような状態を想定されているのかが分からないため、別途改めて図などで示した上でご質問いただきたく思います。
4	資料12番の回答について確認したい。東京屋外広告協会と区が別の機関なので、同時に審査を進めることはできないが、区の申請に協会の審査済証が必要というのは、矛盾しているのではないのか。	まず、東京屋外広告協会でデザイン審査を受けていただき、そのデザイン審査済証と意匠等経過作成報告書をもって区に許可申請をしていただくという流れになっています。これは広告宣伝車に限らず、バスやタクシー・ハイヤーも同じ扱いです。特に矛盾があるとは考えておりません。
5	今後、バスやタクシーとは違う扱いとして、広告宣伝車の区の審査期間を短くするなどを検討いただく余地はあるか。	許可に係る審査期間については、許可手続のために必要な期間として設けられているものです。広告宣伝車に関して、バスやタクシーと異なる審査期間を設けることは、現在考えておりません。
6	業種の規制はしていないということだが、東京屋外広告協会では、お酒やお酒を提供するようなお店、タバコなどに関する広告の審査は受け付けないとなっている。受け付けないということは走行できないため、結局差別になってないか。	デザイン自主審査基準は東京屋外広告協会で定めている基準であり、都で定めているものではありません。
7	東京屋外広告協会は都からデザイン審査を委託されているのではないのか。	規則第1条第6項において、意匠等作成経過報告書の提出を求める場合、知事が広告物等の意匠等について、「知事が別に定める委員会等」にあらかじめ意見を聴くことを求めることができるようになっており、東京屋外広告協会は、この「知事が別に定める委員会等」に認定されています。都からデザイン審査を委託されているものではありません。
8	許可申請について、例えば渋谷、新宿、銀座などのエリアをまたいで走行する場合、どこの区に提出すればよいのか。申請は一か所でのよいのか。	最初に広告を表示して周回走行を行うルートのある区に申請をしていただきます。
9	LEDは一切ダメということだと思うが、広告を内側や外側から照明で照らすことは可能か。	LEDビジョンを搭載したものではなく、いわゆる内照式や外照式である場合には、運転する人をげん惑させるような強い光を発しなれば、光を使うことは可能です。
10	広告を照らす光の強さに数値的な基準はあるか。	例えば内照式の広告宣伝車の場合、内側から照らす光の強さだけではなく、外側に貼るシートの色などで透過する光の強さが変わるため、数値的な基準を一概に決めることは難しいと考えます。光の強さについては、シートの種類によって、まぶしくないように変えていただきたいと思います。
11	東京屋外広告協会のデザイン審査基準は非常に曖昧な部分が多く、デザイナーにどのように指示を出して良いか困っているため、もう少し具体的にお示しいただきたい。	デザイン審査基準について、色の種類や彩度はある程度決まっていますが、例えば完全に色や文字のフォントを規制した場合、広告デザインが画一的なものになってしまいます。東京屋外広告協会は、より良いデザインを目指して広告主と調整したいと考えています。また、良好な景観に即したデザインに関しては、広告宣伝車だけの問題ではありません。他の屋外広告物全般についても、良好な景観の形成に資するものを作ることがそもそも命題としてあり、具体的に示すことは難しいですが、屋外広告物を出す側としてどうあるべきかを考えるというのにも必要ではないかと考えております。
12	こういった事務を初めて行うが、今後サポートはいただけるのか。	手続等について不明な点がある場合は、個別にメールなどでお問合せをいただければと思います。また、具体的な手続については、区や多摩建築指導事務所で事務を行うのでそちらとも連携して回答いたします。